

伊賀市空家再生等推進事業補助金概要

〒518-8501 伊賀市四十九町3184
伊賀市役所 空き家対策室
☎0595-22-9676

安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に資するため、空家等を再生又は除却しようとする者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助を行います。

1. 補助対象工事と補助額

☆跡地活用除却工事	空家家を解体除去し、跡地を地域の活性化に資するため、市内の空家等を除却し、ポケットパークなどの憩いの場や収益性を求めない地域住民や観光客などが利用できる駐車場を設ける工事が対象です。 ▼補助額：補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を上限 ▼補助対象経費：空家等の除却工事費、除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費、その他除却工事に係る諸経費
☆空家等再生工事	居住環境の改善及び地域の活性化に資するため、市内の空家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設などの用に供するために行う空家等を増築し、又は改修する工事が対象です。 ▼補助額：補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、250万円を上限 ▼補助対象経費：空家等の移転、増築、改修経費
☆古民家等再生工事	伊賀市古民家等再生活用指針に定める古民家等の改修を行う工事が対象です。 ▼補助額：補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、2000万円を上限 ▼補助対象経費：伊賀市古民家等再生活用指針に基づく古民家等の整備経費

※「空家再生工事」及び「古民家等再生工事」は耐震基準を満たす必要があります。

※ 設計費や耐震診断経費は補助金対象外経費です。

2. 補助金を申請する前の事前確認

次のチェック項目すべてに☑がある場合は補助対象者となります。

- 空家等の所有者等の同意を得ていること。☑
- 伊賀市の適正な土地利用に関する条例（平成29年伊賀市条例第23号。以下「土地利用条例」という。）第7条第1項の伊賀市土地利用基本計画に整合していること。
- 市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者が施工する工事であること。
- この補助金の申請の日が属する年度の3月31日までに完了する工事であること。☑
- この補助金の交付決定の日以後に契約し、着手する工事であること。
- 他の補助金等の対象となる工事でないこと。
- 市内に活動拠点、事業所等を有していること。
- 定款、規約、会則等の定めにより活動していること。
- 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないこと。
- 構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- 空家等又は古民家等を活用する事業を10年以上実施すること。

3. 補助金受領後の事業報告の義務と補助金の返還

- (1) 事業を開業後、10年間毎年4月末までに、事業経過報告書を提出する必要があります。
- (2) 補助金を受けた事業の目的を変更する場合は、事前に届出する必要があります。

10年間事業を継続できない場合は、補助金を返還する必要があります。

事業の変更目的が認められない場合は、補助金を返還する必要があります。

※やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を免除される場合があります。